

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第六十四号

##### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の表県立広島病院の項中「婦人科」を「婦人科  
生殖医療科」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。